

令和2年度 病院におけるアスベスト対策事業 予算案

【目的】

アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露の恐れのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等(以下「除去等」という。)の措置を推進する。

アスベスト除去等整備事業

【事業内容】

アスベスト等のばく露のおそれがある場所について、除去等の措置を行うものとする。なお、除去工事等の実施及び除去工事等により発生したアスベスト等を含む廃棄物の処理については関係法令等を遵守することとする。

【補助先】

病院の開設者(但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、一般地方独立行政法人、特定地方独立行政法人を除く。)

【基準額】 1㎡当たり 43,900円(令和元年度単価) × アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積

【対象経費】アスベスト等の除去等に要する工事又は工事請負費

【補助率】 0.33

【予算額】 医療提供体制施設整備交付金 令和2年度予算案 6,485百万円の内数 (令和元年度予算 10,384百万円の内数)

アスベスト除去等整備促進事業

【事業内容】

アスベスト等の使用状況の分析調査を行うものとする。なお、当該調査の結果、ばく露のおそれがある場所を有することとされた病院については、調査診断結果報告を受けてから6月以内に各都道府県を経由のうえ、医政局地域医療計画課長宛に除去等の措置の実施計画書を任意様式により提出することとする。

【補助先】 病院の開設者

【基準額】 1棟当たり 250千円(令和元年度単価)

【対象経費】アスベスト等の使用状況の分析調査に要する調査請負費(吹付けアスベストの調査に係る費用を除く)

【補助率】 定額

【予算額】 医療提供体制推進事業費補助金 令和2年度予算案 23,162百万円の内数 (令和元年度予算 23,042百万円の内数)